

「国債振替決済制度の参加者口座および顧客口座の開設基準ならびに間接参加者および外国間接参加者の承認基準」中一部改正

1. (1)を横線のとおり改める。

- (1) 当該申出者が社債等の振替に関する法律（平成 13 年法律第 75 号。以下「法」という。）第 44 条第 1 項第 1 号から第 4413 号までに掲げる者または法第 2 条第 2 項に規定する振替機関（日本銀行を除く。）であること。

3. (1)を横線のとおり改める。

- (1) 当該申出者が法第 44 条第 1 項第 4514 号に掲げる者であること。

4. を横線のとおり改める。

4. 日本銀行の顧客（日本銀行から振込国債の振替を行うための口座の開設を受けた者であって、参加者でない者をいう。以下同じ。）は、日本銀行に対して顧客となることを希望する旨申出た者のうち、次のいずれかに該当する者とする。

(1) 我が国の法令上日本銀行に顧客口座を開設する必要がある者。

(2) 次に掲げる要件をすべて満たす者。

~~イ. 日本銀行が当該申出者のために顧客口座を開設することが、法第 1 条の目的および日本銀行法第 1 条の日本銀行の目的の達成に資すること。~~

~~ロ. 当該申出者が顧客になることにより、国債振替決済制度の信用が害され、またはその円滑な運営が阻害されるおそれがないこと。~~

~~イ. の要件を踏まえ、具体的には、日本銀行法第 41 条に基づく業務の相手方の中から承認する。~~

7. を横線のとおり改める。

7. 証券清算・決済機構とは、当事者に 3 以上の金融機関等を含む証券取引に

ついて、一定の規則および手順に従って、各当事者の負担する債務を引受けこれと対立する債権を取得すること等により証券取引の清算を行う者、または3以上の金融機関等を利用者とし、一定の規則および手順に従って、自己の管理する帳簿上での振替等によりそれら相互間の証券決済を行う者であって、次のいずれかに該当に掲げる事項を考慮して、日本銀行が認定する者をいう。

- (1) 証券取引およびこれに伴う資金移動にかかる清算または決済の方法 法第2条第2項に規定する振替機関（日本銀行を除く。）
- (2) 清算または決済に関して生じた損失の処理に関する定めの有無および内容 金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第29項に規定する金融商品取引清算機関
- (3) 外国の法令に基づいて設立された法人であって、当該国の法令等を勘案して（1）または（2）に掲げる者に類する者と日本銀行が認定する者

8. を横線のとおり改める。

8. 5. (1) （6. において5. (1)に準じて取扱う場合を含む。） および(2)の財産の状況に関する基準の細目は、別紙のとおりとする。

別紙を次のとおり改める（全面改正）。

別 紙

#### 申出者の財産の状況にかかる基準の細目

1. 申出者が下表の基準を満たす場合には、申出者の財産の状況に問題がないものとして取扱う。ただし、申出者が下表の基準を満たす場合であっても、申出者の経営の内容（直前の決算期末（中間期末を含む。）以後の状況変化を含む。）に照らして、下表の基準を満たす状態を維持することが困難であると日本銀行が認めるときは、この限りでない。
2. 申出者が、組織再編により現に参加者（顧客口座を開設することができる者に限る。以下同じ。）、間接参加者または外国間接参加者（以下「参加者等」という。）である者の事業の全部を承継する場合（現に参加者等である者が金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を

行う外国法人である場合には、申出者が、当該外国法人の在日拠点の事業の全部を承継する場合を含む。) であって、申出者が参加者等になることが、当該現に参加者等である者の参加者等たる地位の存続と同視し得ると日本銀行が認めるときは、下表の基準を適用することなく、申出者の財産の状況に問題がないものとして取扱う。

組織再編とは、次に掲げる行為またはその組合せをいう。

- (1) 合併
- (2) 会社分割
- (3) 事業の全部譲渡

3. 申出者が、参加者から間接参加者となる場合または間接参加者から参加者となる場合にあっては、2. に準じて取扱う。

申出者		基 準	
		申出者が既に初回の決算を行っている場合	申出者が初回の決算を行っていない場合（申出者が新たに営業を開始しようとする場合を含む。）
参加者または間接参加者となることを希望する旨申出た者	銀行（銀行法（昭和56年法律第59号）第47条に規定する外国銀行支店を除く。）長期信用銀行、農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、信用協同組合、協同組合連合会、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫および労働金庫連合会	直前の決算期末（中間期末を含む。）の連結および単体自己資本比率 <sup>（注1）</sup> が、国際統一基準が適用される者にあつては8%以上、国内基準が適用される者にあつては4%以上であること。	申出者が申告する開業後3年間の決算期末の連結および単体自己資本比率 <sup>（注1）</sup> の見込み計数が、各決算期末において、国際統一基準が適用される者にあつては8%以上、国内基準が適用される者にあつては4%以上であること。

銀行法第 47 条に規定する外国銀行支店	直前の決算期末(中間期末を含む。)の自己資本比率(注2)が 8%以上であること。	申出者が申告する開業後 3 年間の決算期末の自己資本比率(注2)の見込み計数が、各決算期末において、8%以上であること。
金融商品取引法第 2 条第 9 項に規定する金融商品取引業者(同法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。)	直前の決算期末(中間期末を含む。)の自己資本規制比率(注3)が 140%を超えること。	申出者が申告する開業後 3 年間の決算期末の自己資本規制比率(注3)の見込み計数が、各決算期末において、140%を超えること。
保険業法(平成 7 年法律第 105 号)第 2 条第 2 項に規定する保険会社	直前の決算期末(中間期末を含む。)の保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率(注4)が 200%以上であること。	申出者が申告する開業後 3 年間の決算期末の保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率(注4)の見込み計数が、各決算期末において、200%以上であること。
法第 2 条第 2 項に規定する振替機関(日本銀行を除く。)	直前の決算期末(中間期末を含む。)における財産の状況が、法に基づいて申出者に適用される財務の健全性基準を満たすこと。	申出者が申告する開業後 3 年間の決算期末の財産の状況の見込みが、各決算期末において、法に基づいて申出者に適用される財務の健全性基準を満たすこと。
金融商品取引法第 2 条第 29 項に規定する金融商品取引清算機関	直前の決算期末(中間期末を含む。)における申出者の財産の状況に照らし、申出者がその業務を健全に遂行することが困難と認められる特段の事情がないこと。	申出者が申告する開業後 3 年間の決算期末の財産の状況の見込みに照らし、申出者がその業務を健全に遂行することが困難と認められる特段の事情がないこと。

外国間接参加者となることを希望する旨申出た者	母国において「自己資本の測定と基準に関する国際的統一化」(昭和63年7月バーゼル銀行監督委員会)または「自己資本の測定と基準に関する国際的統一化:改訂された枠組」(平成16年6月バーゼル銀行監督委員会)に基づき定められた法令による規制の適用を受ける者	直前の決算期末(中間期末を含む。)の自己資本比率(注5)が、申出者の母国において申出者に適用される法令の基準を満たすこと。	申出者が申告する開業後3年間の決算期末の自己資本比率(注5)の見込み計数が、各決算期末において、申出者の母国において申出者に適用される法令の基準を満たすこと。
	母国において「自己資本の測定と基準に関する国際的統一化」(昭和63年7月バーゼル銀行監督委員会)または「自己資本の測定と基準に関する国際的統一化:改訂された枠組」(平成16年6月バーゼル銀行監督委員会)に基づき定められた法令による規制の適用を受けない者(注6)	直前の決算期末(中間期末を含む。)における財産の状況が、法第44条第1項第14号に規定する免許又は登録その他これに類する処分に関して申出者に適用される財務の健全性基準を満たすこと。	申出者が申告する開業後3年間の決算期末の財産の状況の見込みが、各決算期末において、法第44条第1項第14号に規定する免許又は登録その他これに類する処分に関して申出者に適用される財務の健全性基準を満たすこと。

(注1) 申出者が属する業態にかかる各業法に基づき算出された連結および単体自己資本比率をいう。

(注2) 申出者の母国において「自己資本の測定と基準に関する国際的統一化」(昭和63年7月バーゼル銀行監督委員会)または「自己資本の測定と基準に関する国際的統一化:改訂された枠組」(平成16年6月バーゼル銀行監督委員会)に基づき定められた法令による規制であって、申出者が現に適用を受けるものにより算出されたものとする。申出者の母国において当該法令による規制が存在しない場合には、銀行法に準じて算出されたものとする。

- (注 3) 金融商品取引法第 46 条の 6 第 1 項に規定する自己資本規制比率をいう。
- (注 4) 保険業法第 130 条に規定する保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準にかかる算式により得られる比率をいう。
- (注 5) 申出者の母国において「自己資本の測定と基準に関する国際的統一化」(昭和 63 年 7 月バーゼル銀行監督委員会)または「自己資本の測定と基準に関する国際的統一化：改訂された枠組」(平成 16 年 6 月バーゼル銀行監督委員会)に基づき定められた法令による規制であって、申出者が現に適用を受けるものにより算出されたものとする。
- (注 6) 申出者の母国において当該法令による規制が存在しない場合を含む。

以 上